

身体障害者等のための自動車税等の減免制度の見直しについて

- 身体等に障害があるため、日常生活を営むにあたり、歩行することが困難な身体障害者(戦傷病者を含む。)、知的障害者及び精神障害者(以下「身体障害者等」、「障害者」といいます。)にとって、自動車は生活の手段として欠くことのできないものとなっています。
- そのため、県では、自動車税・自動車取得税を減免することにより、障害者の積極的な社会参加の一助となるよう減免制度を設けています。
- 今回、障害者の幅広い社会参加をより一層支援していくため、**減免の対象範囲などを見直し**を行うとともに、減免制度の趣旨や税負担の公平性の観点から**自動車税・自動車取得税の減免に上限額を設ける**こととしました(**自動車税の減免上限額の設定については、既に減免を受けられている方などを対象に、2年間の経過措置があります。**)。
- 皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

1 減免対象となる障害等級の見直し

- 現在、視覚障害の四級、肢体不自由のうち上肢の二級、下肢の三級(家族運転)については、その一部でしか減免を受けられませんでした。見直し後は、**これらの等級に該当すれば減免が受けられるようになります(詳細については、別紙を御覧ください。)**。

【現在の視覚障害及び肢体不自由(上肢・下肢)の対象等級】

視覚障害【四級】	肢体不自由	
	上肢【二級】	下肢【三級】
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1 両眼の視力の和が〇・〇九以上〇・一二以下のもの</div> 2 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1 両上肢の機能の著しい障害</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2 両上肢のすべての指を欠くもの</div> 3 一上肢を上腕の二分の一以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの</div> 2 一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの

:本人運転で減免となるもの

:家族運転で減免となるもの

⇒ **見直し後は、それぞれの等級に該当すれば減免の対象となります。**

※ 『乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢機能・移動機能)』についても、肢体不自由と同様の改正を行います。

2 常時介護者運転における世帯要件の見直し

- 常時介護者運転については、単身または障害者だけで暮らしている障害者のみが減免対象となっていました。見直し後は、**「70歳以上(または未成年)の方と暮らしている障害者」**も減免が受けられるようになります(詳細については、別紙を御覧ください。)

3 減免対象車両の所有者登録要件の見直し

- 家族運転のうち、18歳以上の身体障害者については、本人を所有者として登録する必要がありましたが、見直し後は、**家族の方(障害者と同居し、生計を一にする方)による登録**でも、減免が受けられるようになります(詳細については、別紙を御覧ください。)
- また、「2 常時介護者運転における世帯要件の見直し」に伴い、**障害者とお住まいになる方(70歳以上(または未成年)の方で、障害者と同居し生計を一にする方)による登録**でも、減免が受けられるようになります(詳細については、別紙を御覧ください。)

4 自動車税・自動車取得税への減免上限額の設定等

- 自動車税・自動車取得税の減免については、これまで全額を減免としてきましたが、見直し後は、自動車税については**45,000円(※1)**(総排気量2リットル超2.5リットル以下の自家用乗用車に相当)まで、自動車取得税については**取得価額300万円(※2)**に税率を乗じて得た額までを上限額とします。これを超える場合には、上限額との差額分を納付していただくようになります。

【自動車税の減免(自家用乗用車の場合)】

〔総排気量〕	〔年税額〕	〔減免額〕	〔納付額〕
1ℓ以下	29,500円	29,500円	全額減免
1ℓ超1.5ℓ以下	34,500円	34,500円	
1.5ℓ超2ℓ以下	39,500円	39,500円	
2ℓ超2.5ℓ以下	45,000円	45,000円	
2.5ℓ超3ℓ以下	51,000円	45,000円	6,000円
3ℓ超3.5ℓ以下	58,000円	45,000円	13,000円
3.5ℓ超4ℓ以下	66,500円	45,000円	21,500円
4ℓ超4.5ℓ以下	76,500円	45,000円	31,500円
4.5ℓ超6ℓ以下	88,000円	45,000円	43,000円
6ℓ超	111,000円	45,000円	66,000円

なお、自動車税の減免上限額の設定については、次のとおり2年間の経過措置があります。

【経過措置対象者(自動車):次の方(自動車)については、2年間は上限額の制限を受けません。】

- ・平成29年3月31日までに減免を受けた方(自動車)
- ・平成29年3月31日までに取得した自動車について、平成29年5月31日までに減免を受けた方(自動車) ※ただし、旧条例での要件を満たした方に限ります。

- ※1 減免の対象となる自動車にグリーン化特例が適用される場合(環境負荷の大きい自動車の自動車税を概ね15%または10%増額)、増額された額が上限額となります。

- ・概ね15%重課:上限額 51,700円
- ・概ね10%重課:上限額 49,500円

なお、年度途中で新規登録(新車、中古車新規)により自動車を取得した場合、登録のあった翌月から3月までの月割で課税され、減免の上限も月割となります。

[単位:円]

登録月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
減免額の上限	41,200	37,500	33,700	30,000	26,200	22,500	18,700	15,000	11,200	7,500	3,700
概ね15%重課の場合	47,300	43,000	38,700	34,400	30,100	25,800	21,500	17,200	12,900	8,600	4,300
概ね10%重課の場合	45,300	41,200	37,100	33,000	28,800	24,700	20,600	16,500	12,300	8,200	4,100
年額 39,500円の場合	36,200	32,900	29,600	26,300	23,000	19,700	16,400	13,100	9,800	6,500	3,200

3月中に登録した自動車については、その年度の自動車税は課税されません。

- ※2 自動車取得税の減免については、障害者のための構造変更に要した額がある場合には、これを取得価額に加算します。

- また、自動車取得税の減免については、これまで乗り換え回数に制限はありませんでしたが、見直し後は、一度、自動車取得税の減免を受けた方は、**その減免を受けた自動車の取得日から一年以内に新たに取得した自動車については、減免を受けることはできません(※)**。

※ ただし、永久抹消登録を行った自動車や、災害・盗難にあった自動車に代わる取得などについては、減免を受けることができます。

山梨県総務部税務課 課税担当 TEL 055-223-1387

《減免の手続き・お問い合わせ先》

山梨県自動車税センター(山梨県総合県税事務所自動車税部) 自動車税課 課税調査担当
 〒406-8558 山梨県笛吹市石和町唐柏1000-4 TEL 055-262-4662/FAX 055-263-2421
 開庁時間 8時30分~17時15分(土日祝日及び年末年始を除く。)

○ 減免対象等級

〔身体障害者手帳〕

	視覚障害	聴覚障害		肢体不自由			内臓機能障害						
		聴覚	平衡機能	上肢	下肢	体幹	心臓機能	腎臓機能	呼吸器機能	直腸機能	小腸機能	HIV	肝臓機能
1級	○	/	/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2級	○	○	/	一部○	○	○	/	/	/	/	/	○	○
3級	○	○	○		一部○	○	○	○	○	○	○	○	○
4級	一部○	/	/		○	/	/	/	/	/	/	/	/
5級	/	/	/		○	○	/	/	/	/	/	/	/
6級	/	/	/		○	/	/	/	/	/	/	/	/

※ ○印は、本人運転に限って可

【療育手帳】(知的障害者)

A	○
B	

【精神障害者保健福祉手帳】

1級	○
2級	
3級	

視覚障害【四級】	肢体不自由	
	上肢【二級】	下肢【三級】
1 両眼の視力の和が○・○九以上○・一以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ○度以内のもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の二分の一以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの

 : 本人運転で減免となるもの
 : 家族運転で減免となるもの

⇒ 改正後は、それぞれの等級に該当すれば減免の対象となる。

※ 『乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢機能・移動機能)』についても、肢体不自由と同様の改正

○ 常時介護者の世帯要件・減免対象車両の所有者登録要件

改正前		運 転 者				
		障害者本人	障害者との生計同一者		単身または障害者だけで暮らしている障害者を介護している者 (障害者と別居している者等)	
所有者	障害者本人	① 減免あり	② 減免あり		④ 減免あり	
	障害者と同居の生計同一者	減免なし	身体障害者	18歳以上	減免なし	—
			精神障害者 知的障害者		③ 減免あり	
	障害者を介護している者	—	—		減免なし	
		①: 本人運転		②・③: 同居家族運転	④: 常時介護者運転	

改正後 ※:改正箇所		運 転 者				
		障害者本人	障害者と同居の生計同一者		※ 単身または障害者だけで暮らしている障害者を介護している者に加え、未成年者または七十歳以上の者と暮らしている障害者を介護している者 (障害者と別居している者等)	
所有者	障害者本人	① 減免あり	② 減免あり		④ 減免あり	
	障害者と同居の生計同一者	減免なし	身体障害者	18歳以上	※ ③' 減免あり	※ ④' 減免あり (未成年者 又は 70歳以上の者)
			精神障害者 知的障害者		③ 減免あり	
	障害者を介護している者	—	—		減免なし	
		①: 本人運転		②・③・③': 同居家族運転	④・④': 常時介護者運転	